



優生思想のない社会へ 旧優生保護法訴訟最高裁判決を受けて

旧優生保護法は憲法違反

「上告を棄却する」7月3日午後3時、高まる緊張のなか、息をのんで待った戸倉三郎裁判長の言葉…。一瞬「？」が頭の中を駆け巡り、その後「やったー！」となりました。判決理由も、優生保護法は違憲であること、立法当時から違憲であったこと、同意ありの不妊手術であっても強制的な法律もとの同意は強制と変わらないこと、除斥期間（20年経ったら加害責任を問えないという時間切れルール）を適用することは正義・公平に反することなど、これまでのどの地裁・高裁判決よりも被害者に寄り添った判決でした。

判決理由を聞きながら、原告のこれまでの苦しみ・痛みを思い、涙をこらえることができませんでした。一番最初にたった一人で声をあげ、25年以上たたかってきた飯塚淳子さん、原告第1号としてたたかってきた佐藤由美さんがはじめて裁判で勝利できたことも何よりでした。判決言い渡し後の最高裁大法廷には、最高裁の職員も制止を忘れるほどの歓声と拍手が沸き起こり、あちこちで傍聴者が抱き合いました。

この日、この最高裁判決を聞こうと最高裁西門に傍聴券を求めて並んだのは、なんと1000人以上。気温30度を超える熱中症警戒アラートが出るなか、暑さをこえる熱気があふれてい

ました。傍聴券を求めて並ぶこと自体が、「優生保護法問題の早期解決を！」「優生思想を許さない」という意思表示だと声をかけあい、きょうされんからもたくさんの障害のある人、事業所職員、家族・関係者が列をなしました。

午後4時過ぎの最高裁正門での勝訴の旗出しでは、詰めかけた人やマスコミでもみくちやになりながら勝利の喜びを分かち合いました。その後の衆議院第一議員会館での報告集会には、3会場で500人以上が参加し、Zoomアクセスも800を超えました。会場は、笑顔・笑顔・笑顔、涙・涙・涙…。「人生で一番幸せな日だ」という言葉があちこちから聞こえました。

一日も早く救済法の制定を

翌7月4日には、原告・弁護団・優生連（優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会）の約30人が、加藤鮎子内閣府特命担当大臣（優生保護法は2023年4月に、厚労省から子ども家庭庁に移管）との面会、並行して国会議員要請を行ないました。そして、7月9日には優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟への出席、7月17日には約130人で岸田総理面会と、これまで一向に崩れなかった厚い厚い壁が一気に崩れ始めています。

15人の裁判官全員一致で国の責任を断罪した最高裁勝訴の威力がこれほどまでのものだった



たのかと驚くと同時に、手のひらを返したような国会議員や行政の態度に人間不信になりそうです。これまで最高裁判決を待つまでもなく、原告勝訴の判決確定を何度も求めてきたにも関わらず、あくまでもたたかう姿勢を崩さなかった国の態度に改めて怒りを覚えます。6年間の裁判のたたかひのなかで6人の原告が亡くなりました。国がいたずらに裁判を引き延ばしてきたことで、少なくとも2万5000人と言われている強制不妊手術被害者のうち、どれだけの人が無念の思いを抱えて亡くなったのでしょうか。8月2日には、国家賠償を求めるこの裁判の被告として国を代表してきた小泉龍司法務大臣との面会も決まりました。

しかし、首相や法務大臣に謝ってもらっても、被害者の身体が元に戻り、人生をやり直すことはできません。「元の身体に戻してほしい」という原告の訴えに対するせめてもの償いが、賠償金に過ぎません。勝訴判決を経て、被害者に名乗り出してほしいと原告は口を揃えます。声を上げられなかった被害者全員を救済する新法が一日も早く求められています。新しい法律をつくり、優生思想のない社会づくりの歩みは始まったばかり、これからが本番です。

きょうされん
佐藤ふき

最高裁の障害のある人への合理的配慮は どれだけすすんだか

この間の報道で、「最高裁が障害者に最大規模の配慮」という報道を目にした人も多いのではないのでしょうか。優生連や弁護団は、障害のある原告・傍聴者への合理的配慮（障害のない人との平等を保障するために必要な支援）を何度も最高裁に求めてきました。

この間のやりとりで、合理的配慮が一定すすんだことは確かです。しかし、点字資料があるというアナウンスがなかったり、電動車いすの人がにわか作りのスロープから危うく転落しそうになるなどの課題が残りました。また、口頭弁論では最高裁として法廷内での原告・傍聴者への手話通訳・要約筆記はなく、裁判日には法廷内の傍聴者向け要約筆記もありませんでした。原告の手話通訳も最高裁で準備されることはありませんでした。手話通訳は聴覚障害者のためだけに必要なものではありません。手話通訳者がいなければ、裁判官や最高裁職員全員の手話の習得が必要になるのですから…。

障害者権利条約第13条「司法手続きの利用の機会」には、障害のある人の司法アクセスについて、合理的配慮よりも踏み込んだ配慮義務が締約国に課されています。国民に開かれた最高裁となるには、私たちからのラブコールがまだまだ足りないようです！